

大阪市環境局「中古塵芥運搬船」売払仕様書

1 概要

この仕様書は、2に記載する船舶の売却に関するものである。

本売払契約に関して、公告事項及び本仕様書の内容を熟知し、大阪市契約規則、その他関係法令を遵守すること。

2 売払物品

① 中古塵芥運搬船

船名	大舟 3
船籍港	大阪府大阪市
船質	鋼製
総トン数	17.28 トン
長さ	18.50 メートル
幅	4.10 メートル
深さ	1.10 メートル
進水年月日	昭和 53 年 3 月 31 日
造船所	株式会社南進造船所
用途	塵芥運搬船

② 中古塵芥運搬船

船名	大舟 8
船籍港	大阪府大阪市
船質	鋼製
総トン数	17.28 トン
長さ	18.50 メートル
幅	4.10 メートル
深さ	1.10 メートル
進水年月日	昭和 53 年 3 月 31 日
造船所	株式会社南進造船所
用途	塵芥運搬船

3 保管（停留している場所）

大阪市環境局河川事務所（大阪市西区新町 4 丁目 20 番地先 木津川上停泊地）

4 使用目的等

落札後、速やかに当局指定の誓約書に必要事項を記入、押印のうえ提出すること。また、転売する場合、古物営業法による売買資格が必要となるため、許可書の写しを提出すること。なお、古物商許可証に記載の都道府県公安委員会の許可は、現在において有効な許可であること。

5 引取方法

- (1) 引取については、落札および代金納入後に当局担当者と日程調整を行い、承認を得ること。
- (2) 引取日時については、代金納入後の平日（午前 10 時から午後 4 時まで）とする。
- (3) 本物品の運搬費用等、引取に要する費用は、すべて買受人の負担とする。
- (4) 引取作業に関しては、当局の指示に従い、敷地内では安全に十分注意を払い、当局の業務を妨げないこと。
また、引取作業中に発生した事故等については、すべて買受人の責任において処理することとし、本市または第三者に損害を及ぼした場合は、買受人においてその損害を賠償すること。
- (5) 本物品所在地において本物品の切断、解体等の作業は認めない。

6 引取期限

令和 8 年 10 月 16 日（金） 午後 4 時

なお、期限までに引取を完了しない時は、本市契約規則第 56 条を適用し、延滞違約金を徴収する。

7 事前見学会への参加

入札希望者は必ず下記見学会に参加のうえ売払物品の見学を行い、「物品買受申込書」に見学会立会者の確認印を受けること。主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

見学会日時：令和 8 年 9 月 9 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

場所：環境局河川事務所（大阪市西区新町 4 丁目 20 番先 木津川上停泊地）

8 注意事項

- (1) 本物品に推進機関は搭載されていないので、単独での航行はできません。
- (2) 入札参加を希望する者は、必ず見学会にて現物を熟覧のうえ、申込金額を見積ること。
- (3) 引取期限内に必ず引取を完了すること。正当な理由なく履行しない時は、本市契約規則により、本契約の解除を行う。なお、契約の解除に伴い本市入札の参加資格が一定期間制限される。
- (4) 買受人の責任に基づく理由により引取を中止した場合は、本市契約規則第 40 条を適用し、契約保証金は本市に帰属するものとする。
- (5) 本売払契約後の物品の保管については、買受人の責任とし、その物品については災害、盗難などによる事故が発生しても、本市はその責任を一切負わないものとする。
- (6) 本売払契約後、物品保管場所及び搬送中に発生した人身事故等については、買受人の責任とする。
- (7) 現状有姿のまま引き渡すものとし、本物品を係留しているロープ等は、引き取り時に返納すること。
- (8) 買受人は、本物品の引渡を受けた後、直ちに市章「みおつくし（潯標）」を消除すること。また、消除したことが確認できるように、消除後の写真を撮り、令和 8 年 10 月 29 日（木）までに事業担当に提出（郵送も可）すること。
- (9) 引取後に発生した本物品の故障・事故等については、当局は一切責任を負わない。
- (10) 本物品を処分する場合は、不法投棄や不法焼却せず、関係法令を順守し適正に処分すること。
- (11) 本仕様書について疑義のあるときは、必ず入札前に当局担当者に問い合わせ、指示をうけること。落札決定後の異議申し立ては一切認めない。また、契約後においては、事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

9 事業担当

大阪市環境局事業部事業管理課 電話：06-6630-3254・3229